

東駿河湾広域都市計画 区域区分の変更

東駿河湾広域都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

変更なし

2 人口フレーム

年次 区分	2020年 令和2年 (基準年)	2030年 令和12年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	369.8千人	おおむね 341.4千人
市街化区域内人口	324.3千人	おおむね 303.5千人
配分する人口	—	303.1千人
保留する人口	—	0.4千人
特定保留	—	0.0千人
一般保留	—	0.4千人

3 産業フレーム（静岡県）

年次 区分	2020年 令和2年 (基準年)	2030年 令和12年 (基準年の10年後)
県内工業出荷額	125,868億円	おおむね 140,607億円

（注）産業フレームは静岡県全体で設定している。

理 由

第8回定期見直し以降における都市化の動向、都市基盤整備の状況、今後の土地利用の見通し、農業的土地区画整理事業の状況等を勘案し、区域区分を本案のとおり変更する。

変更概要

市町名	市街化区域面積 (ha)				備考
	現行	編入	除外	計	
沼津市	約3,188.2			約 3,188.2	
三島市	約1,366.8			約 1,366.8	
長泉町	約785.6			約 785.6	
清水町	約534.0			約 534.0	
合計	約5874.6			約 5874.6	

区域及び面積の変更なし。

東駿河湾広域都市計画
区域区分の変更
(静岡県決定)

第6号議案附図

区域区分図

